

毎週月曜日

は、一部の業務について窓口時間を延長しています

平日の開庁時間（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）に窓口にお越しになれないかたのために、住民票の写しや納税証明書の交付などの一部の業務について、毎週月曜日は午後 7 時 15 分まで窓口時間を延長しています。ぜひご利用ください。

実施日

毎週月曜日、午後 7 時 15 分まで ※祝日・振替休日を除く

取扱業務

担当課	窓口番号	主な内容
町民生活課 (内線101)	①番	住民票の写しの交付 戸籍謄本・抄本の交付 印鑑登録 印鑑登録証明書の発行
税務課 (内線131)	⑦番	税金の収納 証明書の交付 ※標識交付証明書、廃車証明書を除く

問合せ 皆野町役場 ☎62-1230

窓口延長時間中の来庁者数

平成18年度 64人（平成18年10月～平成19年3月）
平成19年度 148人
平成20年度 194人
平成21年度 127人（平成21年4月～平成22年1月）

※平成18年度から平成21年度までは試行的に月曜日の窓口時間を午後7時まで延長してまいりましたが、平成22年4月からは正式に実施します。

秩父環境衛生センターからのお知らせ

平成22年4月1日から、家電4品目の受け入れを中止します

受け入れを中止する品目は、テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫などの特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)対象品目です。

平成22年4月1日以降に処分する場合は、以下の方法をお願いします。

- ①購入した家電店等に相談する。
- ②指定引取場所「秩父回収資源株式会社」へ直接持ち込む。
- ③秩父広域市町村圏組合一般廃棄物処理(収集運搬)許可業者へ収集を依頼する。

問合せ 町民生活課環境衛生担当
☎62-1230 内線105
秩父環境衛生センター ☎23-8921

国民健康保険税を特別徴収（年金からの天引き）で納めている皆さんへ

国保税を特別徴収により納めているかたは、納付方法を口座振替に変更することが可能です。口座振替を希望される場合は、印鑑を持参のうえ、税務課へお申し出ください。

なお、お申し出の時期により、口座振替への変更時期が異なりますのでご了承ください。

◆特別徴収の対象者

次の条件すべてにあてはまる方です

- ①世帯主が国保の被保険者
- ②世帯内の国保の被保険者が全員65歳から74歳
- ③年金の受給額が年額18万円以上
- ④世帯主が介護保険料を特別徴収で納めている
- ⑤介護保険料と国保税の特別徴収額の合計が年金受給額の2分の1を超えない

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1230 内線132